

参考資料 2

【改正後全文】

雇児発第0823001号  
平成17年8月23日  
一部改正 雇児発第1011007号  
平成18年10月11日  
雇児発第0514002号  
平成19年5月14日  
雇児発第0331010号  
平成20年3月31日  
雇児発第0515001号  
平成21年5月15日  
雇児発0716第4号  
平成21年7月16日  
雇児発0324第6号  
平成22年3月24日  
雇児発0329第12号  
平成23年3月29日  
雇児発0405第24号  
平成24年4月5日

各〔都道府県知事  
政令市市長  
特別区区長〕殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

1 子どもの心の診療ネットワーク事業

(1) 事業目的

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子どもの心のケアを行う体制をつくる。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとする。

① 子どもの心の診療支援（連携）事業

- ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援
- イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援
- ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣
- エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

② 子どもの心の診療関係者研修・育成事業

- ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施
- イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催
- ウ 子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成

③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

(4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

## 2 療育指導事業

### (1) 事業目的

療育についての指導・相談・助言（以下「療育指導等」という。）は、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾患の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導等を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

### (2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める保健所を設置する市及び特別区とする。

### (3) 実施機関

療育指導等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第2項の規定に基づく療育の指導を実施する保健所（以下「療育指導実施保健所」という。）において行われるものであるため、療育指導実施保健所において療育指導等に当たる小児科等の医師又は小児慢性特定疾患児等を養育していた親等（以下「小児慢性特定疾患児既養育者」という。）については、あらかじめ委嘱すべき医師又は小児慢性特定疾患児既養育者を選定し、相談日時等について承諾を得た上委嘱するものとする。

また、療育指導実施保健所の名称、所在地、療育指導等を行う日時を一般に周知するとともに、関係機関の協力を得るなど本事業が広く活用されるよう努めるものとする。

### (4) 実施内容

#### ① 療育相談指導事業

療育指導実施保健所の医師等が医療機関からの療育指導連絡票（以下「連絡票」という。）に基づき、長期療養児に対して、家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談指導を行う。

#### ② 巡回相談指導事業

家庭において長期にわたり療養を必要とする児童のうち、次のいずれかに該当するものについては、嘱託の専門医師等により療育指導班を編成し、関係各機関と連絡調整の上出張又は巡回して相談指導を行い、必要に応じ訪問指導を実施する。

ア 療育指導実施保健所を利用することが困難な地域に居住する児童で療育指導等の必要があるもの

イ 現状では福祉の措置の適用が困難なため、やむを得ず家庭における療育を余儀なくされていて在宅指導の必要があるもの

ウ その他特に在宅指導の必要があるもの

#### ③ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業

小児慢性特定疾患児等を養育している親等は、日常生活を送る上での経験が乏しく不安や悩みを抱えていることが多いため、小児慢性特定疾患児既養育者による助言・相談等を行う。

(5) 対象者

① (4)の①及び②については、次の疾患に罹患している児童

- ア 悪性新生物
- イ 慢性腎疾患
- ウ 慢性呼吸器疾患
- エ 慢性心疾患
- オ 内分泌疾患
- カ 膠原病
- キ 糖尿病
- ク 先天性代謝異常
- ケ 血友病等血液・免疫疾患
- コ 神経・筋疾患
- サ 慢性消化器疾患
- シ その他長期にわたり療養を必要とする疾患

② (4)の③については、小児慢性特定疾患児を養育している親等

(6) 対象児童の状況の把握等

療育指導実施保健所は、長期療養児に関する療養等の内容を記載した医療機関からの連絡票により、療育指導対象児童の状況について把握する。

連絡票は、医療機関から長期療養児の保護者を經由して療育指導実施保健所に提出するものとする。

また、療育指導実施保健所が連絡票を受領した際、その旨を医療機関に連絡するなど、医療機関との十分な連携を図るよう配慮するものとする。

なお、連絡票は、長期療養児が療育指導を受ける際に提出できるよう、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」（平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」の第4の1に定める医療機関との連携を図り、あらかじめ当該医療機関に配布しておくものとする。

また、小児慢性特定疾患治療研究事業における医師からの意見書は、その様式を適宜修正することにより、本事業の連絡票として差し支えないこと。

連絡票の様式の例は、別添1のとおりである。

(7) 療育育成指導票

① 療育育成指導票の活用

療育指導実施保健所は、児童の状況を総合的に把握し、療育指導等を効果的に実施するため、長期療養児に対して療育育成指導票（以下「指導票」という。）を作成し、指導、管理を行う。

なお、指導票の様式の例は、別添2のとおりである。

② 指導票の廃棄

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、指導票を作成した児童について次のような事態が判明した場合には指導票を廃棄する。

- ア 当該児童が死亡したとき
- イ 当該児童について疾患が治癒し、療育指導等の必要がなくなったとき

ウ 当該児童の居所が不明になったとき

エ 当該児童が保護者とともに他の都道府県、指定都市又は中核市に転出したとき

オ 当該児童が満18歳になったとき。ただし、「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」の第3に定める場合は満20歳になったとき

(8) 関係機関との連携

長期療養児については、その性質上、保健、医療、福祉、教育にわたり幅広い関連性を有するものであることから、療育指導実施保健所は、医療機関、児童相談所及び学校等との連携を密にし、協力体制の確立に努められたい。

(9) その他

長期療養児に関する療養等の内容を記載した連絡票は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)に規定する診療情報提供料(Ⅰ)注2の算定要件の対象となるものであり、このことについては、保険局と協議済みである。

3 生涯を通じた女性の健康支援事業

(1) 事業目的

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

また、HTLV-1母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、(3)①～③については都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)とし、(3)④については都道府県とする。

なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。

(3) 事業内容等

都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 健康教育事業

ア 対象者

思春期から更年期に至る女性を対象とする。

イ 事業内容等

健康教育事業は、次の方法により行うものとする。

(ア) 講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を、定期的開催し、必要に応じて講演会を開催する。

(イ) 思春期から更年期に至る女性に対し、女性の健康教育に資する小冊子等を配布することにより、その知識の普及啓発に努める。

ウ 実施担当者

本事業は、女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等により実施する。

エ 実施日時、場所

健康教室は、保健所その他受講者が利用しやすい場所及び日時を選定して行うものとする。

② 女性健康支援センター事業

ア 対象者

女性健康支援センターは、次に掲げる思春期から更年期に至る女性を対象とする。

- (ア) 思春期にあつて健康相談を希望する者
- (イ) 妊娠、避妊についての的確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- (ウ) 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- (エ) メンタルケアの必要な者
- (オ) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (カ) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者

イ 実施担当者

本事業は、医師、保健師又は助産師等により実施する。

ウ 実施場所

本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。

エ 事業内容

- (ア) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (イ) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (ウ) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (エ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (オ) その他相談の実施に必要な事項

オ 広報活動等

対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に行うこと。

カ その他

相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に他機関との連携を図ること。

③ 不妊専門相談センター事業

ア 不妊症に対する支援

- (ア) 対象者  
不妊で悩む夫婦等を対象とする。
- (イ) 実施担当者  
本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関する知識を有する者等により実施する。
- (ウ) 実施場所  
本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。
- (エ) 事業内容
- a 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
  - b 不妊治療に関する情報提供
  - c 不妊相談を行う専門相談員の研修
  - d その他不妊相談に必要な事項
- (オ) 不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。
- (カ) 不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。
- a 不妊相談の進め方
  - b 不妊の原因
  - c 不妊の検査方法
  - d 不妊の治療方法  
排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど
  - e その他不妊相談について必要な事項
- (キ) 周知徹底  
不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができるよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。
- (ク) 事業推進上の留意事項  
本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。  
については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等の工夫を図ることが望ましい。  
その他、次の事項に留意するものとする。

- a 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法を工夫するものとする。
  - b 不妊専門相談センターに、泌尿器科を有しない場合には、泌尿器科を標榜する医療施設と密接な連携を図ることが望ましい。
  - c 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。
  - d 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。
  - e 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。
- (ケ) 関係機関との連携
- 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

#### イ 不育症に対する支援

- (ア) 対象者
- 習慣流産等（いわゆる不育症）（以下「不育症」という。）で悩む者を対象とする。
- (イ) 実施担当者
- 本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。
- (ウ) 実施場所
- 本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。
- (エ) 事業内容
- a 不育症に関する相談対応
  - b 不育症治療に関する普及啓発及び研修
  - c その他不育症相談に必要な事項
- (オ) 周知徹底
- 不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。
- (カ) 関係機関との連携
- 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

#### ④ HTLV-1母子感染対策事業

##### ア HTLV-1母子感染対策協議会の設置

- (ア) 都道府県は、HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1母子感染対策協議会を設置するものとする。
- (イ) HTLV-1母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の



実情に応じて検討及び協議を行うものとする。

- a 妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施に関する事項
- b HTLV-1母子感染に係る相談窓口に関する事項
- c HTLV-1母子感染に関する普及啓発に関する事項
- d HTLV-1母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項
- e HTLV-1母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項
- f HTLV-1母子感染対策の評価に関する事項
- g その他HTLV-1母子感染対策の体制整備に関する事項

イ HTLV-1母子感染対策関係者研修事業

(ア) 都道府県は、医療機関においてHTLV-1母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。

(イ) 研修する事項は以下のとおりとする。

- a HTLV-1及びHTLV-1感染が原因で発症する疾病（成人T細胞白血病等）に関する基本的事項
- b HTLV-1母子感染に関する基本的事項
- c HTLV-1母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項
- d その他HTLV-1母子感染対策に関して必要な事項

ウ HTLV-1母子感染普及啓発事業

都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。

エ その他

事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。

「ヒト白血病ウイルス-1型（HTLV-1）母子感染に関する情報の提供について」（平成22年6月8日雇児母発0608第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1型（HTLV-1）抗体検査の実施について」（平成22年11月1日雇児母発1101第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「HTLV-1総合対策について」（平成22年12月20日健発1220第5号、雇児発1220第1号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）

#### 4 不妊に悩む方への特定治療支援事業

(1) 目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とする。

(3) 対象者

特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。

(4) 対象となる治療等

特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）

なお、以下に掲げる治療法は助成の対象としない。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ② 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- ③ 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

(5) 医療機関の指定等

- ① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。

なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。

ア 別添3「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。

イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。

- ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月）
- ・顕微授精に関する見解（平成18年4月）
- ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成18年4月）
- ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）

また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。

- ② 指定を行った医療機関についても、3年程度を目途に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。
- ③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮することが求められる。
- ④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。

(6) 実施方法

事業の実施は、都道府県等が、(3)に定める対象者が(5)により指定する医療機関

において(4)に定める治療のために要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

(7) 助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、通算10回を超えない。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。

(8) 助成の申請及び決定

① 助成の申請

ア 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県知事等に申請を行うものとする。

イ 申請には、特定不妊治療費助成事業申請書様式(別添5を参考とすること。)及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

② 助成の決定

ア 当該年度分の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。

イ 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

(9) 支給要件等

① 所得要件

夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満である場合に助成を行うこととする。

② 所得の範囲

①の所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条を準用する。

③ 所得の額の計算方法

①の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

(10) 広報活動等

① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るとともに、不妊の要因は加齢による妊孕力の低下や子宮内膜症など様々あり、その要因や不妊治療に関して、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。

② 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。

③ 本事業の実施に当たっては、3に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)の③の「不妊専門相談センター」等の相談機関との連携を図るなど、カウ

ンセリング体制の充実・強化に努めること。

(11) 実績・成果の把握

- ① 実施医療機関の医師等及び都道府県等は、助成を受けようとする夫婦に対し、次項の調査項目について、行政において把握することをあらかじめ説明するものであること。
- ② 厚生労働省は、学会を通じて得た次の項目の集計結果について、都道府県等に通知するものであること。
  - ・ 取りまとめ内容  
受給人数（全数、治療方法別）、治療周期総数（全数、治療方法別）、年齢分布（全数、治療方法別）、妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、採卵あたり妊娠率（全数、年齢別、治療方法別）、多胎妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、生産分娩数（全数、年齢別、治療方法別）、採卵あたり生産率（全数、年齢別、治療方法別）、出生児数（全数、年齢別、治療方法別）、低出生体重児数（全数、年齢別、治療方法別）、妊娠後経過不明数（全数、治療方法別）
- ③ 都道府県等は、②をもとに、必要に応じて管内の事業実績の分析を行い、その成果を把握すること。

(12) その他

- ① 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。
- ② 助成の状況を明確にするため、特定不妊治療費助成事業台帳（様式は別添6を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。
- ③ 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

5 健やかな妊娠等サポート事業

(1) 目的

妊娠中は、母体や胎児の健康の確保を図る上で、定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつける必要があることなどから、健やかな妊娠等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、出産前後の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業の内容

妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築など、出産前後における地域の先駆的な取組について、1都道府県あたり1事業につき3年を限度に補助するものとする。

母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

#### 第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。

別添1

療 育 指 導 連 絡 票

本人氏名		年齢	歳	性別	男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日
本人住所						電話番号	( )	
疾 患 名								
既往歴及び家族歴								
症状・治癒経過等								
治療方針・内容等 薬物療法 食事療法								
療養上の問題点等								
保 健 所 で 行 っ て ほ し い 指 導 等	家庭看護指導							
	食事・栄養指導							
	歯科保健指導							
	福祉制度の紹介	手帳、施設、その他						
	精神的支援							
	学校との連絡							
	家族会等の紹介							
上記のとおり連絡します。								平成 年 月 日
保健所長 殿								医療機関名 医 師 名

別添2

療育育成指導票

児童氏名	生年月日	昭和・平成	年月日	性別	男・女	保護者氏名
一 般 的 事 項						
住所						
疾患名	発病年月日	昭和・平成	年月日	既往歴		
小児慢性疾患児手帳	有・無	昭和・平成	年月日	身体障害者等級表による等級及び障害名		
身体障害者手帳	有・無	昭和・平成	年月日	等級	級	障害名
療育手帳	有・無	昭和・平成	年月日	治療の内容	学校生活の状況 (問題点等)	指導内容
年月日	受診状況			訪問指導の 必要性	備考	
・	1 受けている (医療機関名 )			有・無		
・	2 受けていない					
・	1 受けている (医療機関名 )			有・無		
・	2 受けていない					
その他特記すべき事項						

### 別添3

## 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針

### 1 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準

#### (1) 必ず有すべき施設

実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。

##### ○ 採卵室・胚移植室

- ・ 採卵室の設計は、原則として手術室仕様（注1）であること。
- ・ 清浄度は原則として手術室レベル（注2）であること。
- ・ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。

##### ○ 培養室

- ・ 清浄度は原則として手術室レベルであること。
- ・ 培養室においては、手術着、帽子、マスクを着用することとし、入室時は手洗いをを行うこと。
- ・ 職員不在時には施錠すること。

##### ○ 凍結保存設備

- ・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。

##### ○ 診察室・処置室

- ・ 不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。

#### (2) その他の望ましい施設

実施医療機関は、次の施設を有することが望ましい。

##### ○ 採精室

##### ○ カウンセリングルーム

##### ○ 検査室（特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室）

#### (3) その他の要件

実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。

- 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および日本産科婦人科学会に対する報告を行っている医療機関であること。
- 自施設で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。
- 本事業の実績・成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。
- 日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力する医療機関であること。
- 倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずることとする。ただし、自医療機関で十分な人員は確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。
- 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11に定められている、安全管理のための体制が確保されていること。

（参考1）



医療法施行規則第1条の11 病院等の管理者は、法第6条の10の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第2号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)

- 1 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 2 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
- 3 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
- 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

(参考2)

安全管理のための体制については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知)の第2の1「医療の安全を確保するための措置について」を参照すること。

- 財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加していることが望ましい。

## 2 実施医療機関の配置すべき人員の基準

### (1) 配置が必要な人員

実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。

- 実施責任者(1名)
  - ・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。
    - (ア) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医である者
    - (イ) 専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者
    - (ウ) 日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者
    - (エ) 常勤である者
  - ・ 実施責任者の責務は次の通りとする。
    - (ア) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアルの策定
    - (イ) 不妊治療を実施する施設・設備についての安全管理
    - (ウ) 不妊治療にかかる記録・情報等の管理
- 実施医師(1名以上、実施責任者と同一人でも可)
- 看護師(1名以上)

### (2) 配置が望ましい要員

実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。

- 泌尿器科医師。特に、精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等を実施する施設では、泌尿器科医師との連携が取れるようにしておくことが重要である
- 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い、並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の一切を実際に行う、生殖補助医療に精通した技術者(いわゆる胚培養士)
- 患者(夫婦)が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊の悩みや不妊治療後の妊娠・出産のケア等、患者(夫婦)

を看護の側面から支援する者（いわゆるコーディネーター）

- 心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）をカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）

### 3 その他

不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上とするのが望ましい。

#### 注1：「手術室仕様」の参考

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

第20条第3項 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房および照明の設備を有し、滅菌手洗いの設備を附設して有しなければならない。

#### 注2：「手術室レベルの清浄度」の参考

清浄度クラス	名称	該当室	室内圧	微生物濃度
I	高度清潔区域	バイオクリーン手術室など	陽圧	10 CFU/m <sup>3</sup> 以下
II	清潔区域	手術室	陽圧	200 CFU/m <sup>3</sup> 以下
III	準清潔区域	ICU、NICU、分娩室	陽圧	200-500 CFU/m <sup>3</sup>
IV	一般清潔区域	一般病室、診察室、材料部など	等圧	(500 CFU/m <sup>3</sup> 以下)
V	汚染管理区 拡散防止区域	細菌検査室など トイレなど	陰圧 陰圧	(500 CFU/m <sup>3</sup> 以下)



別添5

(表)  
不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

		(ふりがな) 氏名	生年月日	
	夫	( )	昭和 平成	年 月 日生 ( 歳)
	妻	( )	昭和 平成	年 月 日生 ( 歳)
	住所(※1)	〒 _____ 電話 ( )		
	住所(※2)	〒 _____ 電話 ( )		
過去にこの助成金を受けたことがありますか ない ・ ある → 過去 ( ) 回受けた 都道府県 助成金を受けた自治体は ( 当県 (市) ・ 市 )				
申請者氏名 (夫及び妻が 印 印 自署もしくは記名押印) _____				
申請額 金 _____ 円				
平成 年 月 日 都道府県知事 殿 (市長)				
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所
	預金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人	( )
	口座番号			(左詰記入)
申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日		
受給者番号				

注) 太枠の中をご記入ください。

※1: 夫婦の住所を記入。

※2: 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合等夫婦の住所が異なる場合に記入。

- (添付書類) 1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書  
2. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類  
3. 夫及び妻の所得額を証明する書類

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する  
説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようになっています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

-----  
以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する  
説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、  
1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、  
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。  
なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

受給者番号					
-------	--	--	--	--	--

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関の名称及び所在地  
主治医氏名

印

医療機関記入欄 (主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	( )	妻	( )
受診者生年月日		昭和 年 月 日( 歳)		昭和 年 月 日( 歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください		AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください)	
今回の治療期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号※		無	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る] 領収金額			円

※) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

別添 6

不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳

受給者番号							
						生 年 月 日	
申請者氏名	(夫)	昭	和	年	月	日	( 歳)
	(妻)	昭	和	年	月	日	( 歳)
住所(※1)	〒						電話 ( )
住所(※2)	〒						電話 ( )
備 考							

申請受理 年月日	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間		症例登 録番号 の有無	備考
					開 始	終 了		
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			

※1：夫婦の住所を記入する。

※2：夫婦の住所が異なる場合に記入する。

住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。